

開議及び閉議 日時並びに その宣告者	開議	令和6年 9月24日午前10時00分			議長	岩澤 信	
	散会	令和6年 9月24日午後 1時26分			議長	岩澤 信	
出席及び欠席 議員の氏名 出席 24名 欠席 0名 凡例 ○出席を示す △欠席を示す ㊦公務欠席を 示す	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	議席 番号	氏 名	出 欠 等の別	
	1	長 塚 美 雪	○	13	岩 澤 信	○	
	2	本 田 和 成	○	14	落 合 信 太 郎	○	
	3	岡 口 す み え	○	15	石 井 め ぐ み	○	
	4	古 谷 貴 子	○	16	金 澤 克 仁	○	
	5	杉 山 尊 宣	○	17	細 谷 典 男	○	
	6	佐 野 太 一	○	18	山 野 井 隆	○	
	7	海 東 一 弘	○	19	染 谷 和 博	○	
	8	根 岸 裕 美 子	○	20	佐 藤 隆 治	○	
	9	久 保 田 真 澄	○	21	入 江 洋 一	○	
	10	鈴 木 三 男	○	22	赤 羽 直 一	○	
	11	関 川 翔	○	23	遠 山 智 恵 子	○	
	12	小 堤 修	○	24	加 増 充 子	○	
職務のため議 場に出席した 議会事務局職 員の職氏名	事 務 局 長	前 野 拓		事 務 局 次 長	澤 部 慶		

説明のため議場に出席した者の職氏名

市		長	中	村	修
教	育	長	石	塚	康英
副	市	長	伊	藤	哲
副	市	長	黒	澤	伸行
総	務	部	長	吉	田文彦
政	策	推	進	部	長
財	政	部	長	齋	藤嘉彦
福	祉	部	長	田	中英樹
健	康	増	進	部	長
ま	ち	づ	く	り	振
建	設	部	長	野	口昇
都	市	整	備	部	長
教	育	部	長	渡	来真一
消	防	部	長	浅	野和生
会	計	管	理	者	長
総	務	課	長	井	橋貞夫
				岡	田直紀
				石	塚幸夫
				松	崎剛

令和6年第3回取手市議会定例会議事日程（第6号）

令和6年9月24日（火）午前10時開議

- 日程第1 議案第56号 取手市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について
議案第57号 取手市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第58号 茨城租税債権管理機構規約の変更に係る協議について
-
- 日程第2 議案第60号 令和6年度取手市一般会計補正予算（第6号）
議案第61号 令和6年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第1号）
議案第62号 令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第63号 令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第64号 令和6年度取手市介護保険特別会計補正予算（第1号）
-
- 日程第3 議案第65号 災害用トイレトラックの取得について
-
- 日程第4 認定第1号 令和5年度取手市一般会計決算の認定について
認定第2号 令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について
認定第3号 令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
認定第4号 令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
認定第5号 令和5年度取手市介護保険特別会計決算の認定について
認定第6号 令和5年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について
認定第7号 令和5年度取手市地方公平委員会特別会計決算の認定について
-
- 日程第5 請願第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
-
- 日程第6 意見書案第4号 新型コロナウイルス感染症に対する支援と適切な情報開示を求める意見書について
意見書案第5号 救急搬送時の選定療養費徴収の撤回を求める意見書について
-
- 日程第7 意見書案第6号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書について
-
- 日程第8 決議案第1号 取手駅前賃貸テナント活用型保育園整備運営事業者を広く募るため募集要項を修正し、追加募集を行うことを求める決議案について
-
- 日程第9 議会運営委員会、総務文教常任委員会、福祉厚生常任委員会、建設経済常任委員会の中間報告の件

会議に付した事件

- 日程第1 議案第56号 取手市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について
議案第57号 取手市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第58号 茨城租税債権管理機構規約の変更に係る協議について
-
- 日程第2 議案第60号 令和6年度取手市一般会計補正予算（第6号）
議案第61号 令和6年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第1号）
議案第62号 令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第63号 令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第64号 令和6年度取手市介護保険特別会計補正予算（第1号）
-
- 日程第3 議案第65号 災害用トイレトラックの取得について
-
- 日程第4 認定第1号 令和5年度取手市一般会計決算の認定について
認定第2号 令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について
認定第3号 令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
認定第4号 令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
認定第5号 令和5年度取手市介護保険特別会計決算の認定について
認定第6号 令和5年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について
認定第7号 令和5年度取手市地方公平委員会特別会計決算の認定について
-
- 日程第5 請願第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
-
- 日程第6 意見書案第4号 新型コロナウイルス感染症に対する支援と適切な情報開示を求める意見書について
意見書案第5号 救急搬送時の選定療養費徴収の撤回を求める意見書について
-
- 日程第7 意見書案第6号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書について
-
- 日程第8 決議案第1号 取手駅前賃貸テナント活用型保育園整備運営事業者を広く募るため募集要項を修正し、追加募集を行うことを求める決議案について
-
- 日程第9 議会運営委員会、総務文教常任委員会、福祉厚生常任委員会、建設経済常任委員会の中間報告の件

議事の経過

午前 10 時 00 分開議

○議長（岩澤 信君） ただいまの出席議員は 24 名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

インターネット配信を御覧いただいている皆様に申し上げます。今定例会の提出議案の説明は、オンラインにより事前に実施しております。市ホームページに全文記録を掲載するとともに、市議会ユーチューブサイトにも説明動画を掲載しております。また、当日の配付資料も市ホームページに掲載しておりますので、御参考にしていただければと思います。

これより本日の議事日程に入ります。

- 日程第 1 議案第 56 号 取手市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について
議案第 57 号 取手市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議案第 58 号 茨城租税債権管理機構規約の変更に係る協議について

○議長（岩澤 信君） 日程第 1、議案第 56 号から議案第 58 号までを一括議題といたします。付託案件について、各委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長、鈴木三男君。

〔総務文教常任委員長 鈴木三男君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木三男君） 皆さん、おはようございます。総務文教常任委員会に付託されました審査の経過と結果を報告いたします。

まず初めに、議案第 56 号、取手市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について、3 名の委員から質疑がありました。今までの債務負担行為と今回の長期継続契約との違いについての質疑に対し、「債務負担行為は予算の一部であることから議決を要するのに対し、長期継続契約は、あらかじめ法や条例で定められた項目に関わる契約であれば契約締結その手続に議決を要しないこと、ただし契約に関わる必要経費については、毎年度当初予算において予算措置を行い議決を要するもの」との答弁がありました。また、長期継続契約にするメリットはどの質疑に対し、「まず、市のメリットとして、複数年度にわたる契約を締結することにより、市と契約相手である事業者双方の事務的な負担軽減が図られることや、事業所の習熟度の高まりやノウハウの蓄積により、より質の高い市民サービスが可能になること。また、単年度契約から複数年度契約への移行による経費の削減が期待される。次に、業者側のメリットとして、単年度契約から複数年度契約に移行した場合に、事業者の契約事務に関わる事務負担の軽減や雇用の安定につながる。また、事業者は複数年度利益を確保できるようになり、設備投資や資金繰り等をより計画的に実施が可能になる」との答弁がありました。さらに、長期継続契約に移行しても債務負担行為が残るものがあるのかとの質疑に対し、「引き続き債務負担行為を設定するものと

しては、臨時的な事業・政策的な事業の契約、ほかに指定管理の協定を締結するもの、公債費に準ずる支出に該当するもの」との答弁がありました。さらに、ある委員から、長期継続契約の契約について、この地方自治法の改正が平成16年になされ、20年ほど経過して、今年これを改正する経緯についての質疑に対し、「近年の物価の高騰や人件費の高騰により、過去に債務負担行為を設定し契約した案件で、契約変更が必要となるケースがありました。しかし、債務負担行為に基づいて契約した場合、債務負担行為設定年度しか契約変更行為を行うことができないため、物価や人件費の高騰による増額分を新たに債務負担行為を設定し別契約としなければならず、事務的な手続が複雑になるという現状がある。さらに、新たに設定する債務負担行為の議決後でないと変更契約ができず、それまでの期間は旧単価での契約となってしまうことから、事業者の負担となってしまう。今回導入する長期継続契約は、歳出予算の範囲内であれば変更契約ができることや、単価の改定後すぐ変更契約を行うことができることから、市だけでなく、事業者の軽減にもつながると思いい、この制度導入に至りました」との答弁がありました。討論はなく、全員賛成で議案第56号は可決されました。

続いて、議案第58号、茨城租税債権管理機構規約の変更に係る協議について、1名の委員から質疑がありました。茨城租税債権管理機構とは、との質疑に対し、「茨城租税債権管理機構は県内44市町村をもって組織しており、茨城県が支援している一部事務組合で平成13年4月に設立された。茨城租税債権管理機構では、市町村から高額滞納議案や複雑困難議案等を引き受け、より高度で専門的な見地から滞納整理を実施している。市町村から移管を受けた高額滞納議案等の滞納整理と、多様な滞納議案に対応できる市町村の職員を養成するための実務研修など、2つの柱として運営している。そういう税の徴収に特化した専門性の高い組織となっている」との答弁がありました。討論はなく、賛成多数で議案第58号は可決されました。

以上、委員長報告とさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 最後に、福祉厚生常任委員長、久保田真澄さん。

〔福祉厚生常任委員長 久保田真澄君登壇〕

○福祉厚生常任委員長（久保田真澄君） 福祉厚生常任委員会に付託されました議案第57号について、審査の経過と結果を報告いたします。議案第57号、取手市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、質疑はなく、1名の委員から反対討論があり、賛成多数で議案第57号は可決しました。以上です。

○議長（岩澤 信君） 以上で、委員長報告が終わりました。

質疑に先立ちまして、議員各位に申し上げます。質疑は議題となっている事件について、疑義をただすために行う発言であります。したがって、会議規則にありますとおり、議題外にわたる発言及び議題の範囲を超える発言は行わないよう申し上げます。なお、質疑は自分の意見を述べる場ではありません。議員各位におかれましては、十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） これで質疑を終わります。

討論に先立ちまして、議員各位に申し上げます。討論は議会基本条例第 11 条にあるとおり、賛成・反対を明確にするものです。また、会議規則第 69 条に表決には条件を付けることはできないとあります。反対の内容をとうとうと発言して、終わってみれば賛成すること及び何々を求めて賛成・反対との討論は行わないよう、厳しく注意いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。反対討論。

本田和成君。

〔2 番 本田和成君登壇〕

○2 番（本田和成君） 日本共産党の本田和成でございます。議案第 57 号、議案第 58 号について、反対の立場で討論をいたします。

まず、議案第 57 号、取手市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてです。本条例は、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することに対する条例改正でございます。共産党市議団は、これまでも一貫してマイナンバーカードについて反対をしてきました。マイナ保険証については、全国保険医団体連合会のアンケートでも、トラブルがあった医療機関は 69.7%、トラブルがあった医療機関で 76.9%が現行の保険証を残すべきと回答をしております。マイナ保険証の登録も使用するのにも、任意であるにもかかわらず、現行の保険証を廃止すること自体、道理が通りません。以上、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行するための本条例には反対をいたします。

次に、議案第 58 号、茨城租税債権管理機構規約の変更に係る協議についてです。国税である森林環境税の滞納処分を加えるための改正になりますけども、本来、税の徴収は市町村が行うべき業務です。私たち共産党は、茨城租税債権管理機構、これについても反対をしております。令和 5 年度のこの移管件数 42 件、移管の金額は——移管金額の 41%の 2,365 万円が回収金額となっておりますけども、茨城租税債権管理機構へのこの負担金、これも 886 万 5,000 円にもなっております。差押え前提ともいえる茨城租税債権管理機構に回すのではなく、税徴収は取手市が丁寧に根気強く行うべきと考えます。以上、本議案に反対をいたします。以上です。

○議長（岩澤 信君） 次に、賛成討論の方。——反対討論の方。討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから、議案第 56 号から議案第 58 号までを採決します。この採決は採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが入室認証画面に切り替わったことを確認してください。本日メールでお送りした入室コードを入力してください。

〔入室コードを議員が入力〕

○議長（岩澤 信君） 入力できましたでしょうか。全員の入室を確認しました。

議案第 56 号、取手市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 56

号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 57 号、取手市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、議案第 57 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 58 号、茨城租税債権管理機構規約の変更に係る協議について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、議案第 58 号は委員長の報告のとおり可決されました。

- 日程第 2 議案第 60 号 令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 6 号）
議案第 61 号 令和 6 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正
予算（第 1 号）
議案第 62 号 令和 6 年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算
（第 1 号）
議案第 63 号 令和 6 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第
1 号）
議案第 64 号 令和 6 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（岩澤 信君） 日程第 2、議案第 60 号から議案第 64 号までを一括議題といたします。付託案件について、各委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長、鈴木三男君。

[総務文教常任委員長 鈴木三男君登壇]

○総務文教常任委員長（鈴木三男君） 総務文教常任委員会に付託されました議案第 60 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 6 号）の所管事項について、当委員会の審査の経過と結果を御報告いたします。3名の委員から質疑がありました。藤代庁舎の管理に要する経費 756 万円が計上されている。まず第 1 点目として非常警備設備改修工事というのは 261 万円、藤代庁舎の非常警報設備が一部鳴動しないとはどんな状況かとの質疑に対し、「非常警報設備の設置場所は親機が庁舎の 2 階に設置されており、子機が 1 階の守衛室に設置されている。この子機の内部不良により、非常放送時に庁舎の一部、1 階部分のみが鳴動しないことが点検の際に確認された」との答弁がありました。さらに、屋内消火栓設備の改修が 495 万円、これは、屋内消火栓の呼水層が一部水漏れしているが屋内消火栓は使えないのかとの質疑に対し、「ここ数年、火災等による起動はない。毎年の消火設備点検時にポンプを起動して放水試験を実施していることとしているが、ポンプにさびが発生しており、令和 4 年度以降の放水試験は実施していない状況になっている。現在の状

況になりますが、呼水槽というのは、消火栓を起動した際に地下の防火水槽から水をくみ上げる呼び水としての水をためておく水槽になりますが、水槽全体にさびが発生しているという状況になります。特に上のほうのさびが進行し、今年の6月下旬に、上のほうにあるさびの部分から少量の水漏れが発生した。現在水漏れは止まっており、水位は少し下がった状態ですが、消火栓を使用するための水位は保てているという認識——ということを確認している」との答弁がありました。また、ある委員から、取手市グリーンスポーツセンター管理運営に関する経費 308 万円について、非常警報設備に不具合があるということで改修工事が出されているが、停電時に館内放送が使用できない状況とはとの質疑に対し、「毎年実施しているグリーンスポーツセンターの消防用設備点検を6月3日から5日にかけて実施した。その結果、非常警報設備内に設置されている非常電源蓄電池への切替え回路が故障しているということが判明した。そのため、正常であれば停電時に非常警報設備内の非常電源蓄電池を利用して館内放送を行うところ、現在はそれができない状況になっている。ただし、施設が停電した場合には消防設備用の非常用自家発電設備が活動するので、館内放送が約3時間可能となる状況になっている」との答弁がありました。さらに、ある委員から、小学校・中学校体育館空調設備設計工事の実設計について導入予定の空調設備は、災害時に停電・ガス管破損等も考えられるがどのような設備を選定されたのかとの質疑に対し、「熱源に関してはガスと電気がある。水害時の指定避難所として指定されている高台に関しては、非常用発電機能を備えた自立運転型のガス空調機を予定している。それ以外は電気を設置することを計画している。電気・ガスの学校の内訳としては、20校ある中で10校電気、10校ガスというふうに分けている。分散配置することで、例えば地震の際にも、電気の供給が停止した場合やガスの供給が停止した場合、それぞれに対応できるような体制を取るよう計画している」との答弁がありました。さらに、ガス式・電気式のランニングコストはとの質疑に対し、「電気式空調はガス式空調と比べ、まず機器の代金が安価であること、さらにガス管の敷設工事が不要であるということから、インシヤルコスト面では優れている。一方、ガス式空調は電気式よりもガス代のほうが安価であるため、ランニングコストに優れている。ガスは、一般的には長く使うほどトータルコストが安価になると認識している。その他、ガス式空調は強靱性の高いガス供給管を地中に埋設しているので、災害時にガス供給停止のリスクが低く、また、停電時でも運転可能ということから、避難所の防災機能強化の面でも優れているというふうに考えている」との答弁がありました。議案第60号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第6号）、当委員会所管事項について、討論はなく、全員賛成で可決されました。

以上、委員長報告とさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） 次に、福祉厚生常任委員長、久保田真澄さん。

〔福祉厚生常任委員長 久保田真澄君登壇〕

○福祉厚生常任委員長（久保田真澄君） 議案第60号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第6号）所管事項について、審査の経過と結果を報告いたします。2名の委員から質疑があり、ある委員から、母子健康手帳アプリについて利用想定人数はとの質疑に、「導入初年度である今年度3月までは、年度内の出生数の55%、2年目が70%、3年目

は90%を想定している」。また、アプリ導入後の業務の効率化についての質疑に、「大きく3点あり、1点目に、電話予約の受付でアプリが導入されると、面談の予約は24時間いつでもアクセスができ申込みが重複することはない仕様になり、職員による調整が不要になる。2点目に、問診票サービス導入により、妊婦さんに必要な情報及び支援体制を準備した状態で面談が実施できる。3点目に、乳幼児健診サービスの導入により、力を入れていくべき訪問指導・健康指導などの地区活動に充てる時間を確保できる」との答弁がありました。討論はなく、議案第60号は全員賛成で可決しました。

続きまして、議案第62号から議案第64号までです。議案第62号、令和6年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、ある委員から、黒字になっている要因についての質疑に、「歳入の増の要因として、保険給付費の支出が見込みほど伸びなかった。支出の減の要因として、団塊の世代の被保険者が多数、後期高齢者のほうに移行した。また、新型コロナウイルスの影響が多少なりともまだ続いているという状況もあり、保険給付費が見込みより大きく落ち込んだこと」との答弁がありました。討論はなく、全員賛成で議案第62号は可決しました。

議案第63号、令和6年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、質疑・討論はなく、全員賛成で議案第63号は可決しました。

議案第64号、令和6年度取手市介護保険特別会計補正予算（第1号）、質疑・討論はなく、全員賛成で議案第64号は可決しました。

○議長（岩澤 信君） 最後に、建設経済常任委員長、海東一弘君。

〔建設経済常任委員長 海東一弘君登壇〕

○建設経済常任委員長（海東一弘君） 建設経済常任委員会に付託されました議案第60号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第6号）建設経済常任委員会所管事項について、議案第61号、令和6年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第1号）について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、議案第60号について、3名の委員より質疑がありました。ある委員より、今回撤去予定の商業灯についての質疑がありました。質疑の内容としましては、このたびの経緯や撤去にかかる費用負担、既に閉店等により所有者不明箇所への対応、今後同様の要望があった際の対応はという内容の質疑に対し、「市内のある商店会より経年劣化などによる商業灯撤去の要望があり、防犯灯管理基準に基づき検証を行い、21か所防犯灯を新設するもので、撤去費用は、既に閉店した店舗や空き地の箇所の商業灯についても、商店会の費用を負担することで協議が進められ、今後同じような相談があった際は、防犯の観点からも状況を確認しながらそれぞれに合わせた対応をする」という内容の答弁がありました。

また、ある委員からは、都市排水整備に関する下高井地区での整備事業について、道路維持補修に関わる事業について質疑がありました。下高井地区での整備については、今回採用する工法の理由や調査内容、当該地域の道路冠水についての質疑があり、これに対し、「今回推進工法を採用する理由として、地下埋設物が多く掘削しての施工が難しく、また交通量も多い割には道路幅員が狭いため、さらには近隣への騒音・振動・粉じんなどによ

る工事の影響、排水延長が長いために勾配の確保が困難であることなどが推進工法を採用する理由であり、調査内容については、測量は当該路線の境界の一部が不明確となっており、地質調査は工事を進める際に、安全確保のため土質を確認し掘った地面が崩れないか地盤の強度を調べるための必要な調査になる。当該地域での道路冠水については、地形がすり鉢状になっていることから水がたまりやすく、新たに設置される排水施設により雨水の流れがよくなることから、道路冠水の軽減が期待できる」という内容の答弁がありました。

道路維持補修に要する経費に係る舗装修繕計画などについての質疑は、ビッグデータの概要やその評価結果で分かり得る内容、今回2路線の選定された経緯やビッグデータの活用などの答弁がありました。

また、ある委員からは、今回撤去予定の商業灯について、道路維持管理などに関する質疑があり、商業灯撤去についての質疑については、商店会側のお申出の内容やお考え、御意向、このような事象になる市の受け止めは、という内容の質疑に対し、「商店会のほうとお話をしていく中で、老朽化などにより、現存のものが様々な影響をもたらしてしまうのではないかという判断もあり、全て市のほうの防犯灯に切替えたいとの意向を伺っている。今回の御要望等のような御相談を今後も受けるといことも想定される。様々な要因を総合的に勘案し対応を行う」という内容の答弁がありました。

道路維持補修などに関する質疑について、街路樹管理委託料の詳細や樹木の剪定、道路草刈り委託料、樹木伐採委託料、取手駅東口の街路樹についての質疑に対し、それぞれの現在までの経緯や状況、対応など、詳細な答弁がありました。討論はなく、議案第60号、建設経済常任委員会所管事項は全員賛成により可決しました。

最後に、議案第61号について、1名の委員より質疑がありました。今回の内容や見直しなどについての質疑に対し、「新交通広場の開通の遅れや現在進めているA街区の擁壁工事に時間を要していることで、一部の地権者の方へのお返しが約2か月遅れているということで計上させていただいており、工事は順調に進められており、宅地造成した方から順次お返しをしていき、11月末日までには全体を使用収益開始できるように進めているところである」という内容の答弁がありました。1名の委員より反対討論があり、議案第61号は賛成多数により可決しました。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 以上で委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。――まず反対討論から。賛成討論。遠山智恵子さん。

〔23番 遠山智恵子君登壇〕

○23番（遠山智恵子君） トップバッターでやれてよかった。賛成討論を行います。日本共産党、遠山智恵子です。議案第60号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第6号）、賛成討論を行います。ほかでもありません、まず第一に、藤代小学校放課後子ども

クラブ室改修工事の実施設計費、250万円計上されたことに賛成するものです。新築されたクラブ室にトイレが設計されていたにもかかわらず、室外のトイレを使用すればいいとされ、設置されないまま長い間、子どもたちや支援員の皆さんには御不便をおかけしてきました。クラブ室から室外トイレが見えず、安全のために支援員が必ず見守り、悪天候時も靴に履き替え、傘を差してトイレに行く始末。体調を崩すこともあるからと保護者の申入れにも応えず、ここまで来てしまいました。また、トイレが設置されなかったので室内に手洗い場もなく、おやつ前の手洗いも、靴に履き替えて手洗い場の利用が続いていた。子どもたちの生活の場である放課後クラブを考えると情けない思いで、繰り返し議会で取り上げてきた次第です。

今回、空調設備の改修・照明のLED化・静養室の設置などを含めた改修工事の実施設計としています。これまで、そうした空間をクラブの物置に活用していたので、今後の運営に考慮し、現場と相談・検討していくことも必至です。また、夏期における児童生徒の熱中症対策、指定避難所の居住環境整備を目的として、小中学校体育館空調設備設置工事の実施設計業務委託料に4,050万円計上されている点。そしてもう1点、教育相談に要する経費に151万3,000円増額補正計上されている点です。取手市立中学校の自死事案に関わる再発防止策の提言を踏まえ、令和2年4月より取手市の新しい学校教育3つの取組開始から5年目です。中でも学校現場からは、教育相談会システムに対し評価されています。児童生徒の悩みや困り事にチームでサポートし、専門職であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置も効果を発揮していると認識しています。不登校・登校渋り・子どもの貧困・児童虐待等の未然防止に早期発見・支援対応を役割として学校と連携し家庭訪問などを行うなど、学校と家庭をつなぐ福祉的視点で役割を担っているスクールソーシャルワーカーの今回増額補正が、まさに役割発揮されているものと理解しました。これらを取り上げて賛成討論といたします。

○議長（岩澤 信君） 次に、反対討論の方。賛成討論の方。

入江洋一君。

[21番 入江洋一君登壇]

○21番（入江洋一君） おはようございます。みらい・維新・国民の会の入江洋一です。私は議案第60号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第6号）について、賛成の立場で討論させていただきます。今回の補正予算では「未来をつくる世代を育むまちづくり」が大きな柱になっており、様々な施策が打ち出されています。その中でも私がまず注目したのは、小中学校の体育館と中学校の武道場に空調を設置するための実施設計業務委託料です。近年の酷暑では、子どもたちの健康への影響も課題になってきております。特に、体育の授業では体を動かしますので、熱中症になりやすくなると考えられています。既に学校現場では様々な対応をされていると思いますが、体育館の空調整備により、さらに対策が強化される点を高く評価いたします。また、小中学校は災害時の指定避難所にもなっております。特に夏場の暑い時期は水害の起こりやすい時期でもありますから、避難者の居住環境の整備という点でも、空調の設置は大変重要な意義があるものです。こういったことから、体育館への空調の設置は、子どもたちの健康面での安心、万が一の災害時の安

心が両立される事業であると感じております。工事は来年度と聞いておりますので、着実に実施されることを期待しております。

さらに、今回の補正予算では母子健康手帳アプリの導入経費も計上されています。このアプリでは、紙の母子健康手帳と同じものがアプリ上で確認できるだけでなく、面談や健診の予約、問診票などの事前入力などもできるようになると聞いております。アプリによる母子健康保健サービスの利便性の向上は、何かと忙しい子育て世帯の時短にもつながると期待されております。また、アプリ導入に伴って保健センターでの業務効率化が図られるという点では、地方行政のDX推進という面でも有効な事業であると感じております。以上のように、今回の補正予算では、こどもまんなか社会の実現に向けて多方面での取組が進むことを高く評価し、賛成討論とさせていただきます。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。

長塚美雪さん。

〔1番 長塚美雪君登壇〕

○1番（長塚美雪君） 創和会、長塚です。議案第60号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第6号）に対し、賛成の立場で討論いたします。この補正予算額は10億9,115万5,000円、補正後の予算総額を459億6,716万2,000円とするものです。私は今回の補正予算案について、5月5日に宣言された「こどもまんなか」を全力で取り組む姿勢が大きく反映されたものと受け止めております。その中で特に母子健康手帳アプリに要する経費、小中学校体育館空調整備設置工事の実施設計に関する経費について、自分なりの意見も交え賛成の立場で討論いたします。

まず、母子健康手帳アプリに要する経費、1,969万円を計上しています。こどもまんなかと本市が推進しているデジタル化が形になる予算であると考えます。私が議員になり初めて執行部に問い合わせたのが、この母子健康手帳アプリの件でした。本市がデジタル推進を進めていく中で、自分の経験に照らし合わせ、子育てDXをさらに進めてほしいとの思いからです。赤ちゃんのときは特に常に抱っこしながらの生活で、子どもが寝たタイミングで様々な家事をこなします。このアプリが導入されることで、保護者はどんなタイミングでも、スマホで乳児健診や子育ての記録の管理、相談等が可能になります。また、デジタル化による職員の事務効率も向上が図られ、空いた時間をさらに伴走型支援等に充てるのが可能です。第1回定例会で質問した予防接種記録等に関して、先日の質疑の中では、医師会と調整の上で進めていくとの答弁でした。そこに関しては早期の実現を強くお願いします。導入されるアプリがどんどんアップデートされ、さらに利便性の向上が図られることを大きく期待しております。

次に、体育館空調整備設置工事の実施設計に4,050万円を計上しています。平時も有事も、市民にとって安全安心につながる予算だと考えています。危険な暑さが毎年更新され、また長期間に及んでおります。熱中症対策の観点からは、教室の空調整備は整備されたものの、熱中症警戒アラートにより、子どもたちは校庭に遊びに行けず、体育館で体も動かせず、夏における子どもの体力低下は顕著になっています。空調が整備されることで、年間を通して体を動かせる環境が整い、子どもたちの健康や体づくりはもちろん、運動習慣

や心身の健康維持につながります。また指定避難所の観点からは、空調整備設置により危険な暑さから市民の命を守ることににつながります。総務文教委員会にて災害時を想定した空調設備選定の質疑に対して、ガス式と電気式で分散配置することにより、停電時・ガスの供給停止時でも対応できるよう計画しているとの答弁があり、安心いたしました。恐らく空調整備設置は、児童生徒が一番に待ち望んでいることだと思います。設置に向けて引き続きよろしく願いいたします。一部の予算案のみ取り上げましたが、いずれも市民生活向上に要する経費であり、高く評価されるところです。

以上、議案第 60 号の賛成討論といたします。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。

岡口すみえさん。

〔3 番 岡口すみえ君登壇〕

○3 番（岡口すみえ君） 創和会、岡口すみえでございます。議案第 60 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 6 号）に、賛成の立場で討論いたします。歳出補正の内容としてたくさんの項目がありますが、特にそのうちの 2 つについて、先ほど入江議員と長塚議員も討論しているところなんですけれども、その賛成の理由を述べさせていただきます。

1 つ目は、小中学校体育館空調整備工事の実施についてです。近年の異常気象により、特に夏場は熱中症アラートが頻繁に発令されています。外で体育をするときには、先生方はもちろん WBGT を測定し、値が危険値を超すときは体育館での活動となります。しかし、体育館の WBGT もかなり高い値になります。体育以外にも、中学生は、夏休み中の部活動、集会や様々な活動において体育館を使用します。児童生徒以外にも、社会体育、万が一の避難所としても、体育館を市民の皆様方が使用いたします。児童生徒をはじめとする市民の皆様方の様々な活動をする場、居場所となる場には空調設備は必要と考えます。

2 つ目は、母子健康手帳アプリに要する経費についてです。厚生労働省は母子保健情報の電子化につきまして、2018 年にデータヘルス改革推進本部を立ち上げました。電子化につきましては、母子保健サービスの利便性の向上と、さらには業務の効率化を図ることにつながるなど、たくさんのメリットがあります。紙媒体から電子化の現代、取手市内の子どもを産み育てる世代にとって、この母子健康手帳アプリで情報を利活用することは大変便利であると思います。必要経費は多額ですが、母子保健サービスの利便性の向上と業務の効率化を図るには必要と考えます。

以上、この議案第 60 号、取手市一般会計補正予算（第 6 号）についての賛成討論といたします。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。

小堤 修君。

〔12 番 小堤 修君登壇〕

○12 番（小堤 修君） 創和会、小堤です。私は議案第 60 号、令和 6 年度取手市一般会計補正予算（第 6 号）について、賛成の立場から討論いたします。今回の補正予算は 10 億 9,115 万 5,000 円が計上されており、それぞれの事業に計上額の差こそあれ、いずれも今まさに必要な経費ばかりであることは明白です。私が特に着目した幾つかについて列挙

いたします。

まず、藤代庁舎の非常警報設備改修工事及び屋内消火栓設備改修工事、並びに取手グリーンスポーツセンター非常警報設備改修工事についてです。どの改修工事も消防用設備の定期点検における不具合が見つかったもので、不特定多数の人が多く出入りする施設であるため、一刻も早く改修しなければならない事業です。

次に、保育所遊具設置工事請負費についてです。これは、年々厳しくなっている遊具の基準に対応するため、企業版ふるさと納税寄附金を充当するもので、子どもたちが安全に遊べるよう大人たちが配慮しなければならないものです。

そして、母子健康手帳アプリに要する経費についてです。これは、乳幼児健診や伴走型相談支援においてアプリを導入し、デジタル化を進めることで、対象者の負担軽減や健康診断の短縮、事業の効率化を図ることを目指しています。この経費として、デジタル田園都市国家構想交付金が半額交付されているものです。まさに、これからのデジタル化推進事業です。

また、道路管理に要する経費における浸水検知システム構築に関しては、双葉地区に設置したセンサーと同種のワンコイン浸水センサーで国土交通省の実証実験に応募する？した？ものです。アンダーパスや浸水が常に起こり得る 11 か所に設置するための業務委託料です。現場に行かずとも、システムからの信号で素早く的確な災害対応が可能となるもので、地域住民の安全を迅速に確保するため必要な装置と認識します。近い将来の実用を目指してほしい事業です。

次に、戸頭地区内の道路長寿命化対策工事請負費についてです。これは国道 294 号とふれあい道路を結ぶ市道で、交通量が多く劣化が激しい部分約 200 メートルを修復し、道路をより長く使うことにつなげる事業です。その改修により、安定した路面が長期にわたり確保され、交通安全に寄与できると期待します。

そして、都市排水整備に要する経費で、下高井水砂地区の雨水排水に係る測量地質調査委託料についてです。これは、数十年來、水路幅が狭く複雑で整備困難な雨水排水路により、過去何度か家屋の床上・床下浸水等に見舞われ、現在は大雨のたび広範囲にわたり道路冠水してしまう地域に対する整備事業であり、地域住民が待ちに待っていたことであります。抜本的な雨水排水対策を進めるための調査であり、ありがたい限りです。

さらに、公園維持管理に関する経費のうち、戸頭公園のバリアフリー改修工事請負で、地域の高齢者から公園の昇り降りする階段に手すりを設置してほしいという声があったとのことです。公園は、子どもたちはもちろん、高齢者も散歩したり、憩いの場所として訪れることから、人生 100 年時代に寄り添う安全な環境整備として意義がある事業と認識します。

最後に、小中学校施設整備に要する経費で、体育館等の空調設備設置工事実施計画業務委託料についてです。学校体育館等は、常に子どもたちが使いますが、災害発生時には避難所として指定されており、避難者が避難生活を営む場所でもあります。以前、新取手の駅前で、ある女性から、「私は熱帯の国に住んでいたことがあります、学校の全ての体育館には空調設備が整っていました」ということでした。まだ誰も取手市の体育館に空調

をと言っていなかった頃から、このような意見がありました。なかなか実現されませんでした。しかし、このたび気候変動が激化する中、子どもたちの熱中症対策及び避難者の居住環境整備のため空調設備を設置することは大事なことであり、そして、その財源として来年度で終了する緊急防災・減災事業債を充当することは、極めて意義深いことと思慮します。

以上、これらのことから、冒頭でも申しましたように、いずれの経費も必要不可欠なものであり、すぐに推し進めていただきたい事業であることから、補正予算（第6号）である議案第60号に賛成するものです。以上です。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。

久保田真澄さん。

〔9番 久保田真澄君登壇〕

○9番（久保田真澄君） 議案第60号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第6号）に賛成の立場から討論いたします。本補正予算案には、今回、母子健康手帳アプリ導入の経費が計上されております。以前、他県から越してこられた小さいお子さんを持つお母さんから、取手市には母子手帳のアプリ版のようなものはありませんかとの問合せがあり、調べたところ、「母子モ」というアプリがありましたが、取手市では導入されていませんでした。このことから、2021年9月の福祉厚生常任委員会で取り上げた経緯があります。当時は、予防接種日などのプッシュ通知など情報発信の面からの質疑でございましたが、今回、本会議や委員会での質疑応答から、執行部では業務の効率化も含めて、小さなお子さんを持つ保護者の皆さんが便利になるアプリケーションの導入が進められる予算であり、大賛成であります。一日も早く導入し、しっかりとこのアプリがあることを周知していただき、一人でも多くの市民の皆さんが便利さを実感できるよう、進めていただきたいと考えます。公明党としましては、スマホ教室などのデジタルデバイドの解消を進めつつ、さらに市民が豊かに便利さを実感できるデジタル化の推進を求め、賛成討論といたします。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。これで1回目の討論を終わります。

それでは2回目の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから、議案第60号から議案第64号までを採決します。この採決は採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第60号、令和6年度取手市一般会計補正予算（第6号）について、本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第60

号は各委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 61 号、令和 6 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第 1 号）について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、議案第 61 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 62 号、令和 6 年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 62 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 63 号、令和 6 年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 63 号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 64 号、令和 6 年度取手市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第 64 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 65 号 災害用トイレトラックの取得について

○議長（岩澤 信君） 日程第 3、議案第 65 号、災害用トイレトラックの取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、中村 修君。

〔市長 中村 修君登壇〕

○市長（中村 修君） 議案第 65 号、災害用トイレトラックの取得についてであります。本件につきましては、本定例会の開会初日に先議として可決決定いただいた補正予算の執行に係る契約を締結するものであります。災害時のトイレ環境整備の早期拡充及び災害派遣トイレネットワークプロジェクトによる災害時における自治体間の連携強化を目的として、災害用トイレトラックを取得することにつきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 8

号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第65号につきまして提案理由をご説明申し上げました。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第65号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

根岸裕美子さん。

〔8番 根岸裕美子君登壇〕

○8番（根岸裕美子君） とりで生活者ネットワーク、根岸裕美子でございます。議案第65号、災害用トイレトラックの取得について、賛成の立場で討論いたします。初日の補正予算（第5号）の答弁で、このトラックの取得についての重要性をしっかりと認識いたしました。一日でも早く災害用トイレトラックを導入できるよう、事務を進めていただければと思います。以上です。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。

これから、議案第65号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

議案第65号、災害用トイレトラックの取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第4	認定第1号	令和5年度取手市一般会計決算の認定について
	認定第2号	令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について
	認定第3号	令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定

について

- 認定第 4 号 令和 5 年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 認定第 5 号 令和 5 年度取手市介護保険特別会計決算の認定について
- 認定第 6 号 令和 5 年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について
- 認定第 7 号 令和 5 年度取手地方公平委員会特別会計決算の認定について

○議長（岩澤 信君） 日程第 4、認定第 1 号から認定第 7 号までを一括議題といたします。

付託案件について、各委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長、鈴木三男君。

〔総務文教常任委員長 鈴木三男君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木三男君） 総務文教常任委員会に付託されました認定第 7 号、令和 5 年度取手地方公平委員会特別会計決算の認定について、質疑・討論はなく、全員賛成で可決されました。以上です。

○議長（岩澤 信君） 次に、福祉厚生常任委員長、久保田真澄さん。

〔福祉厚生常任委員長 久保田真澄君登壇〕

○福祉厚生常任委員長（久保田真澄君） 福祉厚生常任委員会に付託されました認定第 3 号から認定第 5 号について、審査の経過と結果を報告いたします。認定第 3 号、令和 5 年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、質疑・討論はなく、賛成多数で認定第 3 号は認定することに決定しました。

認定第 4 号、令和 5 年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、質疑・討論はなく、賛成多数で認定第 4 号は認定することに決定しました。

認定第 5 号、令和 5 年度取手市介護保険特別会計決算の認定について、2 名の委員から質疑があり、ある委員から、地域密着型のサービスが減額している理由についての質疑に、「令和 5 年度中に地域密着型サービスの事業所 1 か所が休止し、それに伴い事業所を利用していた被保険者がほかのサービスに移行したこと。要支援の方が要介護に上がったこと。そもそも給付の対象の人数が非常に少なくなっている。長期的に見ると今後、利用者・給付費ともに徐々に増加が考えられる。保険者としても必要なサービス提供が保たれるよう、各事業所への指導を行っていく」との答弁がありました。討論はなく、認定第 5 号は認定することに決定しました。

○議長（岩澤 信君） 次に、建設経済常任委員長、海東一弘君。

〔建設経済常任委員長 海東一弘君登壇〕

○建設経済常任委員長（海東一弘君） 建設経済常任委員会に付託されました、認定第 2 号、令和 5 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について、認定第 6 号、令和 5 年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、認定第 2 号について、1 名の委員より質疑がありました。質疑の内容として、駅

前交通広場の全体の経費や駅北地区開発の土地区画整理事業と建物整備事業との一体的な整備について、潤いのある、活気に満ちた都心の形成を図られたことについての評価、助言や技術的援助、再開発事業への参加者の減少、仮換地指定通知書の作成と通知、中断補償金の確認など、質疑がありました。これに対しまして、具体的詳細な答弁がありました。

「駅前の交通広場に要する全体の経費の内訳や、建物移転を行い効率的に工事を進め、駅前にふさわしい景観が形成されてきたことへの評価、今後もさらに活性化に期待ができます。助言や技術的援助については、準備組合への事業計画案の検討や組合の運営面などについて助言や援助を行っており、再開発事業への参加者が減少した理由については、地権者の方に土地を共同化せずに利用したいという御意向の方がおられたためです。仮換地指定通知書について、全地権者の方に通知は終わっています」という内容の答弁がありました。1名の委員より反対討論があり、認定第2号は賛成多数により認定することに決定しました。

最後に、認定6号について、1名の委員より質疑がありました。質疑の内容として、車券販売収入についての令和4年度との比較、開催内容による事業収入の違いについての質疑があり、これに対しまして、「令和4年度と開催日程等に違いがあり、これにより売上げに大きく関わっていて、ほかの競輪場とも調整して開催しているため、開催日程による収入の違いが出てきます」という内容の答弁がありました。1名の委員より反対討論があり、認定第6号は賛成多数により認定することに決定しました。以上でございます。

○議長（岩澤 信君） 最後に、一般会計予算・決算審査特別委員長、佐藤隆治君。

〔一般会計予算・決算審査特別委員長 佐藤隆治君登壇〕

○一般会計予算・決算審査特別委員長（佐藤隆治君） 皆様、おはようございます。一般会計予算・決算審査特別委員会の佐藤です。先般、9月13日・17日・18日の3日間にわたり委員会を開催し、令和5年度取手市一般会計決算の認定について、10名の委員で慎重な審査を行いました。この3日間の経過と結果の概要について御報告いたします。まず初めに、執行部の皆様には、委員会で請求しました33件の資料書作成の対応、そして委員の質疑に対して丁寧で簡明な御答弁をいただきましたことに感謝を申し上げます。

令和5年度はとりで未来創造プラン2020が最終年度であり、「ぬくもりとやすらぎに満ち、共に活力を育むまち」を目指す、これに関連する事業が多く行われました。また加えて、6月の集中豪雨により災害対応や被災地域への生活再建に向けた支援など、想定外のような事業も行われた年度になりました。その意味では、一つ一つの事業の費用対効果について検証を行う重要な委員会になりました。委員会全体では、初日と2日目で85項目163件の質疑があり、各委員が事前調査・研究を重ね活発な質疑を行いました。2日目の質疑終了後は、3日目の最終日に行う総括質疑事項確定のための委員間討議を行いました。総括質疑は皆様が御存じのとおりで、質疑答弁に対して疑義や不明確な点があるとき、また大綱について質疑を行っていくものであります。委員間討議の結果、委員会の総意として質疑事項に取り上げたのは、①道路維持補修について、②教員不足への対応について、③結婚新生活支援事業についての3項目——3事項になり、3日目の最終日に、山野井副委員長が委員会を代表して総括質疑を行いました。また、会派代表者による総括質疑にお

いては、日本共産党から学校給食費の無償化について質疑が行われました。総括質疑の御答弁には中村市長に御出席いただき、また執行部の皆様にも丁寧で簡明な御答弁をいただきました。その後、討論・採決を行い、反対討論が1人の委員から、賛成討論が2人の委員からあり、採決の結果、認定第1号は、令和——賛成多数で、令和5年度取手市一般会計決算の認定については、認定をされました。さらに決算審査を経て、委員会として令和7年度一般会計予算編成に対して執行機関に対して求める事項について、委員間討議を行いました。その結果、こちらも委員会の総意として次の2つの事項を提言書として岩澤議長に渡すことになりました。提言書を読み上げます。

一般会計予算・決算審査特別委員会からの提言について（依頼）

令和6年9月13日から18日にかけて行った一般会計予算・決算審査特別委員会での審査及び7月に実施した執行機関への重点事項調査を踏まえ委員間討議した結果、下記事項を速やかに執行機関に提言していただけるようご依頼申し上げます。

記

提言事項

- 1 教員不足への対応として教員を集めるための工夫をさらに図ること。
- 2 移住・定住化の促進の柱として、結婚新生活事業制度の拡充を図ること。

以上を御報告させていただきます。

なお、この様子はYouTubeでライブ配信をされておりましたが、録画もあり、視聴可能です。会議録速報版にも後ほどアップされると思います。ぜひそちらで詳細を確認していただきますようお願いを申し上げます。

最後に、当委員会の取組として、3月の予算審査を終えてから5月から8月の決算審査を行うまでの期間で、個々の委員、また委員会全体がより決算審査に取り組めるように、5月には予算審査での反省点や課題を抽出したり、6月・7月・8月には事務事業マネジメントシートを活用して、150以上の項目の事業内容を調査研究し、執行部へのヒアリングや委員間での討議、また外部講師を——岩澤議長に依頼して議会の講習会を開催していただいたり、議会事務局に御協力をいただきながら、一人一人の委員が研さんする機会をつくることができました。この場をお借りして感謝を申し上げます。以上です。

○議長（岩澤 信君） 以上で、委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。まず反対討論から。

遠山智恵子さん。

〔23番 遠山智恵子君登壇〕

○23番（遠山智恵子君） 日本共産党、遠山です。私のほうからは、認定第1号、令和5年度取手市一般会計決算の認定について、反対討論を行います。昨年6月2日未明に発生した集中豪雨に対し、地元双葉自治会を中心に、いち早く駆けつけた消防との臨機応変な連携による活動、また全庁挙げての対応に改めて敬意を表し、引き続き今後の対応に期

待いたします。今また能登半島豪雨災害では、本年元日の大地震、まさに復興中のさなかだけに悲痛な思いであり他人ごとではありません。もう皆さん同じ思いをしていると思います。改めて、自然災害は、いつ、どこでも起こり得ることが分かるわけで、当市におかれましては、現状に合わせて柔軟に、臨機応変に対応されることを改めて中村市長にお願いしたいと思います。また全ての職員の皆さんには、公務労働者として市民の声に耳を傾け、憲法に基づいて従事されることを改めてお願いいたします。さて、令和5年度決算審査するに当たり、暮らしと営業が危機的となっている経済情勢の中、市民の声を元に審査を行いました。評価できる事案は多数あるものの、さらによい——よりよい取手市政運営に向けて何点か問題提起させていただき、反対討論といたします。

まず1点目、少子化対策として、子どもの医療費窓口負担の無償化を復活させるべきです。2点目、中央保育所の民営化で公的責任の要である公立保育所を4か所にしてしまった点。3点目、地域公共交通施策で10年もの間、空白地域にしたまま問題解決されていない点。4点目、公営住宅を求める单身の方が相談に見えている報告を確認しました。住まいは人権、家賃補助制度の創設も再検討するべきです。5点目として、市民要望に応える道路維持管理費は、当初予算で、むしろ明確に計上しておくべきではないか、提起いたします。6点目、近隣住民にとって深刻な課題である空き家問題解決に、さらに一歩踏み出していきたい点。そして、7点目としては、農業問題はまさに食料安全保障としてより積極的に取り組むべき課題と受け止め、頑張りたい。そして最後になります8点目として、学校給食費の無償化は子育て支援事業として、公平な施策として取り組むべきです。以上、問題提起をさせていただいて反対討論といたします。

続いて、認定第3号から4号、5号について、反対討論を行います。

認定第3号、令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定については、払いたくても払えない国保税といわれ、全国知事会では国保事業に1兆円を国に求めております。国主導で国保事業は県に一本化され、それでも保険税額は各市町村で決めるとされております。今度は保険税の一本化が示されており、各市町村で不安視されているのも事実です。本来マイナ保険証は義務ではありませんと明確に話しているのは、厚生労働省の幹部の発言でした。そもそも国政問題といえます。そうした中、この時点で国保基金が93億円【「93億円」を「43億円」に発言訂正】あることが明らかとなりました。令和5年度は18歳以下の均等割全額減免が実現となり賛成したいところですが、引き続き国保税の——国民健康保険税の引下げを求める立場から、反対しておきたいと思います。

認定第4号、取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定については、「保険料が高くて年金者にとって大変」の声を多数聴いている以上、反対です。取手市は、人間ドック補助金が手厚いことは評価しておりますが、医療費窓口負担の倍化も行われ、国保同様、マイナ保険証の件もあり反対いたします。

認定第5号、取手市介護保険特別会計決算の認定については、基金を活用したものの、一部の階層で保険料が値上げされました。また、3年ごとに制度改定が行われ、担当課は苦慮されていることと承知しておりますが、介護士不足解消に処遇改善を求めているときに、国は真逆の訪問介護報酬引下げを決めてしまいました。撤回を求める声が今、国に

次々と上がっているのは当然です。市内の介護事業所で倒産等はないという説明を受けましたが、保険者である取手市として、今後は実態把握を行い、併せて要望など聴くことも大切ではないか、提起したいと思います。また、ケアマネジャー不足も深刻です。認定は受けられたけど、介護サービス提供が遅れるわけですし、地域包括支援センターもその対応に苦勞しており、困るのはもちろん市民です。さらに、介護保険事業開始当初から、社会全体で介護保険を支えるとして、国が25%、茨城県・取手市はそれぞれ12.5%、公費で負担するとしております。ところが、市町村間の財政力格差を調整するとして、調整交付金として交付される仕組みになっていたのです。結果、取手市の国負担分は、令和5年度の場合22.12%であったことが明らかとなり、結局その不足分は第1号被保険者の実質的な負担となっていることが分かりました。到底賛成するわけにはまいりません。

以上、反対討論といたします。

○議長（岩澤 信君） 遠山さん。先ほど、認定第3号の中で国保基金残高を93億円という……

○23番（遠山智恵子君） えっ、43億円。

○議長（岩澤 信君） （続）発言をされましたが、それを訂正をお願いいたします。

○23番（遠山智恵子君） 失礼しました、言った——何でそんな数字だと思うんですけど、すみません。今現在の国保基金は43億円に訂正を、議長お願いします。失礼しました。

○議長（岩澤 信君） 訂正を認めます。

ほかに討論ありませんか。賛成討論の方。

染谷和博君。

〔19番 染谷和博君登壇〕

○19番（染谷和博君） それでは、私が出たら何の賛成討論が皆さんお分かりだと思いますが、この後、多分、本田議員が反対討論されるんでしょうけども——違うんですね。それでは認定第6号、令和5年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について、賛成討論いたします。2023年4月1日から2024年3月31日の競輪の車券売上高が、1兆1,892億4,817万7,600円となり、対前年比109%を達成しました。取手競輪場においても取手市への繰出金は6,000万円となり、昭和32年から令和5年まで繰出金は118億8,092万5,000円となりました。施行者は競輪事業による収益を地方財政や社会福祉に役立てることができ、さらに売上げの一部、競輪の場合は1.9%をJK Aの競輪振興部門に交付し、JK Aは全国各地の施行者から受けた交付金をもとに、補助事業の補助を行っております。競輪の売上げは震災・高齢化など様々な日本の問題を影ながら支えていく存在でもあります。競輪は日本発祥の競技で、オリンピックの正式種目にも採用されています。世界でもKEIRINと呼ばれ、日本が誇るスポーツといえます。しかし、日本の競輪は最盛期の約30%まで売上げが落ち込むなど、人気の低迷に悩んでいました。そのような中、2022年の売上げが20年ぶりに1兆円を超え、競輪人気が復活する兆しを見せています。競輪はインターネット投票により人気回復しつつありますが、施設の老朽化や来場者数の減少という課題もあります。今後は、若者や女性、子どもなどが一緒に楽しめるような施設

への改修が期待されています。懸念されるギャンブル依存症対策への取組として、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づき、競輪・オートレース業界において以前——依存対策を着実に実施しています。競輪事業はスポーツの発展、社会貢献の意義、そして税収の面からも取手市に必要な施設であること述べ、賛成の討論といたします。

○議長（岩澤 信君） 次に、反対討論の方。

加増充子さん。

[24 番 加増充子君登壇]

○24 番（加増充子君） 加増充子です。残念ながら、私のほうから競輪特別会計決算の反対討論をさせていただきます。令和 5 年——議案【「議案」を「認定」に発言訂正】第 6 号、令和 5 年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について、反対討論いたします。令和 5 年度は、歳入の合計として前年度比 7 億 8,421 万 9,017 円増です——減であります。29.5%の減となっております。市の説明によれば、減額の主な要因は開催日程による影響が大きく、特に令和 4 年度は正月三が日に F 1 競輪を開催できたことにより、車券売上げが例年に比べ非常に好調であったというものです。考え方を変えれば、今後は、毎年 F 1 開催が正月三が日にできるというのではなく、売上げへの影響は大きく出てきます。いわゆる競輪事業は水もの、そのものではないでしょうか。これまで共産党市議団は競輪事業について、刑法で禁止されている賭博を、自転車競技法で戦後復興策として時限的に認められてきた公営ギャンブルと指摘してきました。また、そのことによって、ギャンブル依存症への影響も拭えません。繰り返し申してきましたが、取手市は、「ぬくもりとやすらぎに満ち、共に活力を育むまち 取手市」として将来都市像を挙げています。新しく取手に転居されてきた方々は、「取手市は自然がまだまだ残っていて、そこが魅力で越してきました。子どもたちに、この自然とともに若い世代が安心できる町を期待しています」と話されています。取手市に住んでいる方々は、取手市の発展を願っていることは明らかで、今こそ取手市は競輪事業から脱却し、取手市の中心市街地に位置する 10 ヘクタールの一等地を、市民誰もが利用できる、文化芸術・スポーツ福祉などの施設への利用転換を図り、住んでいる市民一人一人が誇りを持てる町へと進んでいくことです。もちろん、競輪事業に携わってこられた関係者や従事員の補償は忘れてはなりません。こうした一つ一つの対応策を県と協議していくことは不可欠であり、取手市として責任あることです。

以上申しまして、認定第 6 号の反対討論といたします。

続いて認定第 2 号、令和 5 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について、反対討論をいたします。32 年間も経過してきた取手駅土地区画整理事業は、令和 6 年度で整備は完成、令和 7 年度——令和 8 年 3 月 31 日で収束する予定です。これまで北土地区画整備事業は、総事業費 153 億円から 220 億円まで膨らみ続けてきました。このような税金投入が続けられる区画整理事業は、市民にとって納得できるものではありません。令和 5 年度は、令和 4 年度繰越分を含め、10 億 4,295 万 3,174 円の決算額となっており、ペDESTリアンデッキの整備、2 基のエレベーターの供用開始、3・3・1 号線道路擁壁工事、バスシェルター設置工事などが主なものとなっております。決算報告書には、「土地区画整理事業と建築物整備事業との一体的な整備によって、都市基盤の整備と潤い

のある活気に満ちた都心の形成を図ることを目的としています」、このように明記しております。A街区整備だけで10年以上経過し、その結果、西口駅前は今まで地元にあった商店街はなくなり、活性化していると言えるのでしょうか。また、市民要望が強く寄せられてきた駅前交通広場は、今年の7月30日に開通しましたが、駅前のにぎわい、潤いに結びつくかは疑問です。駅前交通広場が開通し、取手市はA街区への造成工事後の再開発へと計画を推し進めていますが、区画整理全体として事業の大幅遅れに加え、さらに工期が2か月の延期で使用収益開始はさらに遅れることによる補償金の増額、先行き不透明な再開発事業は、今年——今年度2月——失礼いたしました。不透明な再開発事業は、今年2月29日に示された事業計画の見直しで総事業費は177億円に膨れ上がり、34億円の増額、国・取手市の補助金は48億円となります。公共施設の床取得金額を含めると、市・国合わせ100億円にも上るか、大変危惧されます。これまでの区画整理事業と再開発事業一体の進め方は、その都度、日本共産党市議団が指摘してきたとおりトップダウンで進められ、区画整理区域内で営業も、また北部地区などを除き住み続けることも困難な状況となりました。計画振興へ市の継続的な補助金など支援する中で、再開発事業への参加地権者も4割減少する、デベロッパーの意図とするもので進められます。地権者にとっても大変リスクが大きいものと言わざるを得ません。図書館等複合公共施設整備計画を含む再開発事業の決定は——都市計画決定は、当初より遅れた年明けの2月頃と発表されております。公共施設整備計画は、市民には一方的な、広報・ホームページで決まったかのような情報しか示されていません。社会教育施設、図書館を所管する教育委員会などへの正規の議事録が残る公式会議では報告すらされていません。検討すべき所管——専門機関で全く検討されない強引な計画の進め方では、市民の合意は得られません。地方自治法180条【「180条」を「180条の8」に発言訂正】では、教育委員会の職務について、「社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する」としてあります。地方自治法153条【「153条」を「158条」に発言訂正】に基づき設置した取手市行政組織条例及び規則に、市長部局——規則に市長部局の職務を定めています。市民ニーズに基づかず図書館と社会教育を所管する教育委員会の職務権限をも侵す駅前図書館等複合公共施設の整備計画の進め方は、まさに法と条例を蹂躪するものです。以上のことから、市長はA街区再開発事業に含まれる図書館等複合公共施設整備計画は撤回すること、準備組合に対しては再開発事業のさらなる見直し……

〔「決算だよ、決算」と呼ぶ者あり〕

○24番（加増充子君） （続）再検討を求めるべきであることを申し、認定第2号の反対討論といたします。以上です。

これは一体として進めると申しております。

○議長（岩澤 信君） 加増さん。加増さん。冒頭に、認定第6号を議案第6号と発言されましたので、訂正をお願いします。

○24番（加増充子君） 大変失礼いたしました。議案第2号と申しましたが、これは認定第……

○議長（岩澤 信君） 認定第6号を議案第6号と。

○24 番（加増充子君） 失礼いたしました。認定第 6 号を議案第 6 号と間違えました。これは認定第 6 号に訂正いたします。

○議長（岩澤 信君） 訂正を認めます。
ほかにありませんか。賛成討論の方。
古谷貴子さん。

〔4 番 古谷貴子君登壇〕

○4 番（古谷貴子君） 公明党の古谷貴子でございます。認定第 1 号、令和 5 年度取手市一般会計決算の認定について賛成の立場から討論をさせていただきます。昨日、また能登半島で大雨による多大な被害が発生したところでございます。市内決算におきましては、災害対策に要する経費で、市内で災害が発生した際の市民の生命、身体、財産を保護するとともに、被害を軽減し社会秩序を維持することを目的とし、避難用品、特に第 2 回定例会で一般質問させていただきましたように、女性や乳幼児などの避難用品の備蓄、また、ハザードマップなどを市民に周知し、災害への対策を取ったとあります。また、自主防災組織に要する経費では、防災士資格取得への補助金交付により、地域防災力の向上につながる成果を得ることができたとあります。安心安全なまちづくりに力を入れていただいていると確信しております。また、教育相談に要する経費では、スクールカウンセラー・スーパーバイザー、またスクールソーシャルワーカーなどの専門職によるきめ細やかな支援を児童また保護者に行うことができ、教育面でも多くの事業を推進することができたとあります。様々な面から、認定第 1 号、令和 5 年度取手市一般会計決算に、賛成の立場から討論をさせていただきました。以上です。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。反対討論の方。賛成討論。
長塚美雪さん。

〔1 番 長塚美雪君登壇〕

○1 番（長塚美雪君） 長塚です。認定第 1 号、令和 5 年度取手市一般会計決算の認定について、賛成の立場から討論をいたします。令和 5 年度は新型コロナウイルス感染症の 5 類移行に伴い、実質的には日常生活における制約がほぼない状態となり、経済が自律的に循環する環境が整いました。改めて日々の日常が当たり前ではないことを認識し、感謝した一年です。令和 5 年度予算は世界的な課題である地球温暖化対策にも重点を置き、「ぬくもりとやすらぎに満ち、共に活力を育むまち」を目指し、町と暮らしの質をさらに高める予算として編成され、様々な事業が実施されました。その中でも、安全で安心できる市民生活維持への取組がなされているか、また本市の未来を担う子どもたちや子育て世代に寄り添った取組がなされているかという視点で審査を行いました。それでは、実施された取組を幾つか取り上げ、賛成の理由を述べさせていただきます。

まず重点を置かれた地球温暖化対策の推進に対する取組として、本庁舎の LED 化、市内小中学生への環境教育プログラム、友好都市であるみなかみ町での森林整備活動と環境教育の実施が挙げられます。特に環境教育プログラムに関しては、探求型環境教育の推進に当たり、児童生徒が ICT を活用しながら、分析力、発信力、課題対応力、アイデア創造力につながり、大変有意義な事業と考えます。この取組は多数のメディアで取上げられ

広く知れ渡ったことは、子どもたちの自信と誇りにつながり、また子どもたち発信での影響力による推進にも大いに期待するものです。

次に物価高騰に対する取組です。40年ぶりとなる高い物価水準の伸びは、賃金上昇にあっても追いついておらず、市民生活に多大な影響を及ぼしております。そうした状況下において、令和5年度においても様々な物価高騰対策事業が行われました。市民生活支援の事業として、省エネ関連買換え補助事業が挙げられます。物価高騰の影響を受ける市民生活の負担を軽減するとともに、各家庭の二酸化炭素排出量の削減に寄与しました。また、この事業により地球温暖化対策の重要性について周知啓発も図ることができ、効果のある大きい事業であると考えます。そのほかにも子育て世代への支援として、とりでっ子応援給付金給付事業や給食費の負担軽減事業が挙げられ、子育て世代の現状を鑑みた事業が行われたとともに、子どもたちの笑顔や健やかな成長に大きくつながったものと考えられます。以上、一部の事業について述べさせていただきましたが、取手市で限られた財源を効率的に配分し、市民の皆様の暮らしを向上させるため、多くの事業を効率的・効果的に展開してきたことを高く評価いたします。よって、令和5年度取手市一般会計決算の認定について、賛成の立場から討論といたします。以上です。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。賛成討論。

岡口すみえさん。

〔3番 岡口すみえ君登壇〕

○3番（岡口すみえ君） 創和会、岡口すみえでございます。認定第1号、令和5年度取手市一般会計決算の認定につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。令和5年度はとりで未来創造プラン2020の最終年度に当たり、基本構想を掲げた市の将来像である「ぬくもりとやすらぎに満ち、共に活力を育むまち とりで」の実現に向けて、たくさんの方が実施されました。今回の予算・決算審査特別委員会において、実施された事業につきまして様々な角度から活発な議論が展開されました。その中でも私は、市民が安全安心で将来にわたって住み続けられるための取組がなされているか、また少子高齢化社会への対応、教育についてはどうかという3つの視点で審査を行いました。

まず令和5年6月、市内に大規模な被害をもたらした集中豪雨に対しては、災害時の応急処理や避難所の運営、被災者の生活再建に向けた支援、災害廃棄物の処理、損壊したインフラの災害復旧などの対応をし、さらに今後に向けた水害対策の検討・実施を行ったという点を高く評価いたしました。今後もいつ起こるか分からない災害に十分な備え、万全な体制の強化をお願いいたします。

次に、少子高齢化社会への対応につきましては、保育所や民間保育等の施設整備、妊産婦や子育て女性の健康づくりなど、さらなる子育て環境の充実を図った点、また取手駅東口構内のバリアフリー化設備に対して補助金を交付し、高齢者・障がい者等の移動の円滑化を促進した点を評価いたしました。

最後に、将来を見据えた持続可能な教育につきましては、白山小学校において長寿命化改良事業を引き続き進め、児童生徒の安全かつ快適な学習環境の充実に向けた取組を推進した点、また市内公立中学校に部活動指導員を配置するとともに、休日の部活動の地域移

行の検討を進め、生徒が専門的な指導を受ける機会を確保しつつ、教職員の働き方改革を進めた点などを高く評価いたしました。今後もより一層、休日の部活動の地域移行を進めていただきたいと思います。以上、一部の事業につきまして述べさせていただきましたが、限られた財源を効果的・効率的に事業展開が図られています。市民の皆様方がより安全で安心して日々を過ごせることを目指した事業、さらに市の基本計画にある持続可能な自治体運営を目指した事業が数多く行われたことを高く評価いたします。

以上、認定第1号、令和5年度取手市一般会計決算の認定に、賛成の立場からの討論といたします。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。賛成討論で。根岸裕美子さん。

〔8番 根岸裕美子君登壇〕

○8番（根岸裕美子君） 根岸裕美子です。認定第1号、令和5年度取手市一般会計決算の認定について賛成の立場で討論いたします。私ならではの視点で4点、評価する点を申し上げます。まず1点目は、教育相談に要する経費です。取手市の新しい学校教育3つの取組を開始して、令和5年度で丸4年が経過しました。特に教育相談部会システムは、年を追うごとにその重要性が増しています。多様化、複雑化した児童生徒の抱える課題に、各分野の専門家と学校が連携して取り組む教育相談部会を高く評価します。

2点目は、環境教育プログラムの取組です。こちらも令和4年度から取組が始まり、令和5年度は小学校4校、中学校2校の6校で実施し、令和7年度には全公立小中学校で展開する予定とのことです。タブレット等の情報通信技術の活用とともに、並行して、実体験を伴った学習を組み合わせると、ますます子どもたちの力を伸ばすことにつながると思います。期待しています。

3点目は、家庭ごみ排出量実態調査の取組です。令和5年8月から令和6年7月までの事業となっているため、結果の集計分析は現在進められていることと思いますが、広く市民参加を募り、実態調査とともに、ごみ減量意識の醸成にも寄与する事業として、また市民参加の取組として高く評価いたします。

最後4点目、取手市総合計画策定についてです。計画策定の過程において、特に今回、市内高校生に呼びかけ、とりで未来会議が開催されました。取手の未来を担う高校生・市民・職員とともにワークショップに取り組んだ内容が計画に反映されたこと、大変有意義だと考えます。ぜひ今後の様々な計画策定においても、市民、特に若い世代の意見を聴くことを基本の取組としていただきたいと思います。未来を担う子どもたちへの取組、そして市民参加のまちづくりという観点から評価し、簡単ではありますが賛成討論といたします。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。これで1回目の討論を終わります。

それでは2回目の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから、認定第1号から認定第7号までを採決します。この採決は採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

認定第1号、令和5年度取手市一般会計決算の認定について、本案に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、認定第1号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第2号、令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計決算の認定について、本案に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、認定第2号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第3号、令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、本案に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、認定第3号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第4号、令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、本案に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、認定第4号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第5号、令和5年度取手市介護保険特別会計決算の認定について、本案に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、認定第5号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第6号、令和5年度取手市競輪事業特別会計決算の認定について、本案に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、認定第6号

は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第7号、令和5年度取手地方公平委員会特別会計決算の認定について、本案に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、認定第7号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

13時まで休憩いたします。

正午休憩

午後 1時00分開議

○議長（岩澤 信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事日程に入る前に、本職から報告いたします。決議案第1号の提出者でありました細谷典男君、佐野太一君から、決議案第1号の撤回請求書が提出され、議長はこれを許可しました。これに伴い、議事日程に記載した日程第8は削除いたします。

ここで、加増充子さんより発言の訂正を求められておりますので、この際これを許します。

加増充子さん。

[24番 加増充子君登壇]

[「反対を賛成に」と呼ぶ者あり]

○24番（加増充子君） そりゃあ、期待されておりますが、無理難題と申します。加増充子です。度々すみませんね。先ほどの認定第2号についての反対討論の中で、教育委員会の職務について地方自治法第180条と申し上げましたが、正しくは地方自治法180条の8となります。また、行政組織について地方自治法第153条と申し上げましたが、正しくは地方自治法第158条となります。訂正をお願いいたします。以上です。

○議長（岩澤 信君） ただいまの加増充子さんからの発言の訂正申出のとおり、議長はこれを許可します。

日程第5 請願第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

○議長（岩澤 信君） 日程第5、請願第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願を議題といたします。付託事件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、鈴木三男君。

[総務文教常任委員長 鈴木三男君登壇]

○総務文教常任委員長（鈴木三男君） 総務文教常任委員会に付託されました審査の経過と結果をご報告申し上げます。請願第3号、教職員定数改善等義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願について、請願提出者からの発言及び

委員からの質疑・討論はなく、全員賛成で採択されました。以上です。

○議長（岩澤 信君） 以上で委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。

これから請願第3号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

請願第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願について、本請願に対する委員長の報告は採択です。それでは、本請願について採決いたします。

請願第3号を採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、請願第3号は採択することに決定しました。

日程第6 意見書案 新型コロナウイルス感染症に対する支援と適切な情報開
第4号 示を求める意見書について
意見書案 救急搬送時の選定療養費徴収の撤回を求める意見書につ
第5号 いて

○議長（岩澤 信君） 日程第6、意見書案第4号及び意見書案第5号を一括議題といたします。本件については、9月9日に提出者説明・質疑まで終結しています。

これから討論を行います。討論はありませんか。反対討論の方。賛成討論。

本田和成君。

〔2番 本田和成君登壇〕

○2番（本田和成君） 日本共産党、本田和成でございます。意見書案第4号と第5号について、賛成の討論をさせていただきます。第4号について、新型コロナウイルス感染症に対する支援と適切な情報開示を求める意見書についてです。賛成の立場で討論させていただきます。新型コロナウイルス感染症は5類感染症移行後も一定の感染者がおります。感染蔓延などによる医療機関への負荷や重症化を抑えるために、経口治療薬は処方されやすくなること、これが重要です。高額な窓口負担軽減は急務だといえます。2021年から始まった新型コロナワクチンについては、接種後の健康被害疑いが多数報告され、予防接種健康被害救済制度の最新の認定数は、9月18日現在8,153件、うち死亡認定835件と、

認定数も増加をし続けております。当ワクチン接種に当たり、国民に対しリスク情報を適切かつ十分に開示がされておられません。そのため訴訟も起きております。医療法第1条の4第2項では、「医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めなければならない」とあり、医療倫理の観点から見ても、患者の知る権利、自己決定権、自律の原則を根底にしたインフォームド・コンセントが適切に行われたとは、到底言えません。10月1日から始まる新型コロナワクチンの定期接種においては、既存のワクチンに加え、新しいタイプの次世代型ワクチン、レプリコンワクチンも追加がされます。9月19日の厚生労働省のワクチン分科会では、このレプリコンワクチンの安全性について、「許容可能」と説明をしています。安全性において、この許容可能というのは、これは健康被害が起きても許容するというように捉えられるとも思います。国民に対して、新型コロナワクチンの有効性、安全性についての情報開示と十分な周知、副反応の原因の究明、今も苦しんでいる多くの接種後の健康被害者を速やかに救済することは、国の当然の義務だと考えます。以上で賛成の討論といたします。

続きまして、意見書案第5号、救急搬送時の選定療養費徴収の撤回を求める意見書について、賛成の立場で討論いたします。救急搬送時の選定療養費徴収について、意見書提案時に様々な質疑をいただきまして、改めてこの内容について私自身も調べさせていただきました。私は市民と県民の立場から、そして選定療養費の観点から、賛成討論をさせていただきます。まず市民の立場から述べさせていただきます。急病や体調不良により救急車を呼ぶ場合は、どのような状況であるか、これ、救急車を呼んだことがある方には理解できるかなと思います。救急車を呼ぶときというのは、ちょっと体調がおかしいといったときに、とっさの判断で救急をしたほうが良いというような判断をすることが多いです。ただ、このとっさの判断で救急搬送された場合においても、結果、軽症であること、こういったこともございます。この取手市においても独り暮らしの高齢者、少なくありません。高齢のために免許を返納した方、こういう方もいらっしゃると思います。基礎疾患や持病がある方も多くいらっしゃいます。また、選定療養費という言葉自体、市民にとって分かりづらく、正確な情報を得ることが難しい高齢者などが救急車の有料化と捉える方も出てきます。実際に行政で——松阪市、これが選定療養費の徴収を行っておりますけども、松阪市に確認しましたところ、やはりいまだに救急車の有料化ということを誤解されて、行政のほうに電話が来ると——苦情が来るといようなことも聞いております。例え、この選定療養費の仕組みを理解したとしても、選定療養費を徴収されることを懸念して、何か体調がおかしいと感じたときでも、これ、安心して救急車を呼ぶことができるのでしょうか。救急車を呼ばない選択をするケースが出るかもしれません。私は、救急車を呼ぶことをちゅうちょしたことによって、治療が遅れて亡くなった方、実際に私は知っております。このように、ちゅうちょしたために命に関わることもあります。市民の方が緊急と感じたときに、何のちゅうちょもなく救急車を呼べること、これは当然のことだと私は思います。

そして、今度は選定療養費について、その観点からお話をさせていただきます。そもそも選定療養費というのは、医療機関の機能分担と業務連携を目的とした制度です。厚生労働省では、救急患者や救急事業の場合には、医療機関は特別な料金を取らないこととして

います。茨城県も今回のこの徴収の目的について、選定療養費の本来の目的を運用するためと回答をしております。つまり、救急室を減らすことを目的とはしておりません。救急搬送できる選定療養費徴収の対象、これは200床以上のある大病院です。この対象外の200床以下の病院があれば、救急出動、これは減ることはありません。選定療養費徴収の問題というのは、これは医療の問題です。医療逼迫の懸念があるのであれば、診療所や医療機関の拡充、医師などの医療従事者の確保をすること、これが必要です。選定療養費の目的から見れば、市民が救急要請をするかどうかの判断基準を行政が選定療養費徴収の基準を決めること、これ自体が妥当ではないと私は考えております。救急出動数が近年増加傾向にありますけども、選定療養費徴収をすることが救急出動数を減少させるものではなく、市民の命と健康が守れなくなることにつながるのではないかと思います。総務省の消防庁に、茨城県の救急時における選定療養費徴収について、市民の判断どうすればよいか、私聞きました。市民の方が救急が必要であると判断した場合は、迷うことなく119番を押してくださいという回答を、総務省の消防庁の方から受けております。この回答は、私が3月議会で一般質問で救急をやりました。そのときにここに消防本部の答弁——いただいた答弁と全く同じ内容でございました。茨城県全県で救急搬送時の選定療養費徴収を行うことは、その目的においても状況においても、これは拙速であり必要がないと私は考えます。以上、市民の立場と選定療養費の観点から、私の賛成討論といたします。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。賛成討論。根岸裕美子さん。

〔8番 根岸裕美子君登壇〕

○8番（根岸裕美子君） 根岸裕美子です。意見書案第5号、救急搬送時の選定療養費徴収の撤回を求める意見書について、賛成の立場で討論いたします。現在、県のほうで準備が進んでいる救急搬送時の選定療養費徴収ですが、厚生労働省のホームページを確認しますと、救急の患者に対して医療機関は特別な料金を求めてはならないとされており、どのようにこの点をクリアするのかが示されておりません。また、選定療養費徴収を実施することにより、どれだけ救急搬送の適正化が進むのかが見えない中、県民への周知や説明をする時間も限られており、準備不足が否めません。よって、この救急搬送時の選定療養費徴収の撤回を求める意見書について、賛成といたします。以上です。

○議長（岩澤 信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。これで1回目の討論を終わります。

それでは2回目の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

これから、意見書案第4号及び意見書案第5号を採決いたします。採決は採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

意見書案第4号、新型コロナウイルス感染症に対する支援と適切な情報開示を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボ

タンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成多数です。したがって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

意見書案第5号、救急搬送時の選定療養費徴収の撤回を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[表決システムのボタンを押す]

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。賛成少数です。したがって、意見書案第5号は否決されました。

日程第7 意見書案 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための 第 6 号 政府予算に係る意見書について

○議長（岩澤 信君） 日程第7、意見書案第6号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務文教常任委員長、鈴木三男君。

[総務文教常任委員長 鈴木三男君登壇]

○総務文教常任委員長（鈴木三男君） 総務文教常任委員長の鈴木三男です。意見書案第6号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書について。こちら総務文教常任委員会に付託されました請願第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願が全員賛成で採択されました。委員会を代表して、こちら意見書案を提出させていただきます。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書（案）となっております。国会及び政府に対して3つの要請する事項についてお伝えいたします。

記

- 1 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編制標準の引下げ等少人数学級について検討すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善を推進すること。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岩澤 信君） 以上で、提出者の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております意見書案第6号につきましては、委員会提出議案のため、会議規則第37条第2項の規定により委員会に付託いたしません。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 討論なしと認めます。

これから、意見書案第6号を採決します。この採決は採決システムを用いて行います。議員各位に申し上げます。御手元のタブレットが採決画面に切り替わったことを確認してください。

意見書案第6号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔表決システムのボタンを押す〕

○議長（岩澤 信君） 採決を確定いたします。全員賛成です。したがって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議会運営委員会、総務文教常任委員会、福祉厚生常任委員会、建設経済常任委員会の中間報告の件

○議長（岩澤 信君） 日程第9、議会運営委員会、総務文教常任委員会、福祉厚生常任委員会、建設経済常任委員会の中間報告の件を議題といたします。議会運営委員会、総務文教常任委員会、福祉厚生常任委員会、建設経済常任委員会、各委員長から所管事項調査及び所管事務調査の件について、会議規則第45条第2項の規定により、中間報告したいとの申出があります。

中間報告を求めます。

まず、議会運営委員長、赤羽直一君。

〔議会運営委員長 赤羽直一君登壇〕

○議会運営委員長（赤羽直一君） 議会運営委員長の赤羽でございます。当委員会の調査事件につきまして、会議規則第45条の規定により下記のとおり報告いたします。

調査事件名 令和6年度第1回市民との意見交換会における意見・要望に関する当委員会所管事項

調査の経過 令和6年6月14日、8月27日

以上のとおりでございます。よろしくお願いたします。

○議長（岩澤 信君） 次に、総務文教常任委員長、鈴木三男君。

〔総務文教常任委員長 鈴木三男君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木三男君） 総務文教常任委員会委員長の鈴木三男です。当委員会の中間報告といたしまして、サイドブックに掲載してあります。こちらを御一読いただきますよう、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（岩澤 信君） 次に、福祉厚生常任委員長、久保田真澄さん。

〔福祉厚生常任委員長 久保田真澄君登壇〕

○福祉厚生常任委員長（久保田真澄君） 福祉厚生常任委員会委員長の久保田です。中間報告につきましては、サイドブックに掲載したとおりです。よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（岩澤 信君） 最後に、建設経済常任委員長、海東一弘君。

〔建設経済常任委員長 海東一弘君登壇〕

○建設経済常任委員長（海東一弘君） 建設経済常任委員会委員長の海東でございます。建設経済常任委員会の中間報告につきましては、サイドブックのとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（岩澤 信君） 以上で、報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩澤 信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで、議会運営委員会、総務文教常任委員会、福祉厚生常任委員会、建設経済常任委員会の中間報告の件を終わります。

以上で、今定例会に付議されました日程は全て終了しました。

これで、令和6年第3回取手市議会定例会を閉会いたします。

午後 1時26分散会及び閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____